

須賀川市私道整備事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、生活環境の向上を図るため、その整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、須賀川市補助金等の交付等に関する規則(昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)その他の法令にその設置及び管理に関し特別の定めのないものをいう。

2 この要綱において「整備」とは、私道の舗装及び側溝等の新設又は改修をいう。

ただし、地下埋設物、電柱、街灯柱の移設は含まないものとする。

3 この要綱において「公道」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

(1) 道路法第3条に定める一般国道、県道及び市道

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の施行により設置された公共施設としての道路

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により認可を受けた都市計画事業の施行により設置された同法第11条に掲げる都市施設としての道路

(4) 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号により譲与を受けた幅員2.5メートル以上の法定外道路

(補助の対象)

第3条 この要綱において補助の対象となる私道は、次の各号に該当する私道をいう。

(1) 整備しようとする私道の一端が公道に接続し、幅員が2.5メートル以上で延長が20メートル以上であること。

(2) 整備しようとする私道は、5戸以上の家屋が連担し、かつ、当該家屋の住民が現に利用しているもの

(3) その他、市長が整備を必要と認めた私道

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は補助の対象としない。

(1) 私道の整備について敷地の所有権又はその他の権利を有する者の同意がない場合

(2) 不動産の販売を目的として私道を整備する場合

(3) 私道の整備を施工する業者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者でない場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、整備に要する経費の10分の6以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて補助金交付申請書(第1号

様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備計画書
- (2) 工事見積書(平面図、標準断面図、構造図、数量計算書)
- (3) 収支予算書
- (4) 私道の敷地に係る所有権又はその他権利を有する者の同意書
- (5) 代表者選任届
- (6) その他必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(整備の着工届)

第7条 補助金交付の決定を受けた者が、私道整備に着工したときは、速やかに私道整備着工届(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

(整備計画の変更の承認手続)

第8条 補助金交付の決定を受けた者が整備計画を変更しようとするときは、整備計画変更承認申請書(第4号様式)を、市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を審査の上承認することを決定したときは、その旨を整備計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(整備等完了届)

第9条 補助金交付の決定を受けた者が、整備を完了したときは、私道整備完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 竣工図(平面図)
- (3) 工事写真(着工前、施工中及び竣工写真)
- (4) その他必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出があった場合は、当該報告書を審査し、現地調査を行い、補助金の交付決定内容と相違ないと認めるときは、補助金の額を確定しこれを交付する。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取消し、若しくは変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 正当な理由なく整備を著しく遅延したとき。
- (2) 整備を停止し又は中止したとき。
- (3) 虚偽又はその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(私道の維持管理)

第13条 この要綱により整備された私道は、善良な管理者の注意をもって適正な維持管理を行わなければならない。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。